

信州しおじり木質バイオマス推進協議会規約（現行）

（名称）

第1条 本協議会は、「信州しおじり木質バイオマス推進協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本協議会は、長野県内の豊富な森林資源（木質バイオマス）を利活用できる体制づくりの構築を図るとともに、地域資源等を活用した環境・エネルギー循環システムなどの確立に向けて協議をする。

（事務局）

第3条 協議会の事務局は、塩尻市経済事業部F Pプロジェクト推進室（長野県塩尻市大門7番町3番3号）に置く。

（専門部会の名称及び事業）

第4条 本協議会は第2条の目的を実施するため、専門部会を設置し次の業務を行う。

（発電部会）

- 1 燃料となる原木安定供給に関すること
- 2 熱電併給型発電施設のコスト試算に関すること
- 3 その他部会の目的を達成するために必要なこと

（熱利用部会）

- 1 地域内の熱需要に関すること
- 2 熱供給にかかるコスト試算に関すること
- 3 その他部会の目的を達成するために必要なこと

（委員）

第5条 本協議会の委員は別記1のとおりとする。

（委員の任期）

第6条 委員の任期は3年とする。

- 2 辞任又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任任期とする。

（役員）

第7条 本協議会に次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）会長代理 1名
- （3）専門部会長 各1名

(役員を選任・任務)

第8条 役員を選任は委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 3 会長代理は、会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代理する。
- 4 部会長は、部会に関する業務を統括する。

(会議の招集)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議を招集するときは、会議の日時及び開催場所並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は委員の過半数が出席しなければ、開くことが出来ない。

- 2 会議の議長は会長が務める。
- 3 会議の議事、その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重)

第11条 協議会で協議が整った事項については、協議会の委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(規約改正)

第12条 この規約は、第5条に規定する委員の発議により、協議会の会議に出席した委員の合意を得て、改正することができる。

附 則

この規約は、平成24年12月26日から実施する。

附則（平成26年 3月13日 一部改正）

この規約は、平成26年4月1日から実施する。

信州しおじり木質バイオマス推進協議会規約【変更案】

(名称)

第1条 本協議会は、「信州しおじり木質バイオマス推進協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、長野県内の豊富な森林資源(木質バイオマス)を利活用できる体制づくりの構築を図るとともに、地域資源等を活用した環境・エネルギー循環システムなどの確立に向けて協議をする。

(事務局)

第3条 協議会の事務局は、塩尻市産業振興事業部内(長野県塩尻市大門7番町3番3号)に置く。

(検討チームの名称及び事業)

第4条 本協議会は第2条の目的を実施するため、検討チームを設置し次の業務を行う。

(熱利用検討チーム)

- 1 木質ペレット燃料・燃焼機器の普及拡大に関すること
- 2 木質バイオマス発電施設の地域活用に関すること
- 3 その他チームの目的を達成するために必要なこと

(委員)

第5条 本協議会の委員は別記1のとおりとする。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は3年とする。

- 2 辞任又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任任期とする。

(役員)

第7条 本協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 会長代理 1名
- (3) 検討チーム長 1名

(役員を選任・任務)

第8条 役員を選任は委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 3 会長代理は、会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代理する。
- 4 検討チーム長は、検討チームに関する業務を統括する。

(会議の招集)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議を招集するときは、会議の日時及び開催場所並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は委員の過半数が出席しなければ、開くことが出来ない。

- 2 会議の議長は会長が務める。
- 3 会議の議事、その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重)

第11条 協議会で協議が整った事項については、協議会の委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(規約改正)

第12条 この規約は、第5条に規定する委員の発議により、協議会の会議に出席した委員の合意を得て、改正することができる。

附 則

この規約は、平成24年12月26日から実施する。

附則（平成26年 3月13日 一部改正）

この規約は、平成26年4月1日から実施する。

附則（平成27年 3月23日 一部改正）

この規約は、平成27年4月1日から実施する。